

# 「労務協会」会員拡大キャンペーン の御案内

(実施期間) 平成 22 年 11 月 1 日～30 日

会員事業所の皆様の得意先・取引先でこのようなことでお困りの会社に心当たりはありますか？

残業代未払

解雇・退職

セクハラ

近年、企業における従業員とのトラブルが増えています。会社は職場のルールを整備し、リスクを未然に防ぐことが急務の課題となっています。

会員事業所の皆様の企業内でのトラブルに対する相談はもちろんのこと、労務協会に未加入の得意先や取引先などで経営・人事・労務管理などでお困りの会社があれば、創業以来44年の実績を持つ労務協会に、ぜひ御紹介いただき解決のお手伝いをさせて下さい。

相談については、御社担当に御連絡いただければ日程調整の上、企業様に担当がお伺いさせていただきます。

御紹介いただいた企業様が会員になられた場合は、謝礼を進呈させていただいております。

労務協会は労務コンサルティング以外にも様々な業務をおこなっています。  
ぜひ、ご活用下さい。

一人親方労災

助成金申請

記帳代行

給与計算代行

他土業連携

アフラック取扱

ETC別納割引

小規模共済

退職金(中退共)

倒産防止共済

協同組合 阪神中小企業労務協会  
〒 660-0881  
尼崎市昭和通2丁目6-68  
TEL 06(6482)2481  
FAX 06(6482)1028  
URL rokyo.net

業務の詳細はホームページを御覧下さい

阪神労協 検索